

様式1

宣言日 令和6年6月20日



事業場名

まるゆうしょうじ かぶしきがいしゃ

丸祐商事株式会社

## Safework 向上宣言

◆ 私たちは安全で快適な職場を築くため、宣言します

私は、事業主として、安全は、会社経営の基盤であることから、労働者が安心して働くことのできる職場づくりを進めます。

- 1 作業打合せは前日に確実に行います。
- 2 作業手順書を作成し、独断による行動災害を防ぐ安全作業を行わせます。
- 3 フルハーネス・ヘルメット着用の徹底を図ります。
- 4 定期健康診断を受診し、再検査が必要な人には医師の意見を聴取して事後措置を講じます

私たち労働者は、事業主の宣言に基づき、行動災害に至る不安全行動を行わない作業を進めます。

- 1 翌日の作業打合せに参加し安全作業を確認します。
- 2 作業手順書を確認し、作業はこれを順守します。
- 3 フルハーネス・ヘルメット着用を順守します。
- 4 定期健康診断を受診し、再検診が必要な場合は専門医の再診察を受け、健康の確保に努めます。

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「Safework向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。